平成２９年（フ）第７２７号
川崎市川崎区渡田１丁目16番１―503号　パレブランシェ
債務者　鈴木美知子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３６号
川崎市宮前区初山２丁目11番10号
債務者　鈴木　宏貴
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３８号
川崎市高津区溝口６丁目23番40号　グレイスＧⅡ　201
債務者　川岸　香織
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７４１号
川崎市多摩区枡形６丁目19番30号
債務者　佐藤　佳美
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７４４号
川崎市麻生区はるひ野２丁目26－７　メゾン・ＡＮＧＥ　202、住民票上の住所川崎市幸区下平間387番地１　下平間第３住宅２―209
債務者　渡辺　真弓
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５０号
川崎市幸区下平間40番地１　ＴＳＯハイツ203
債務者　宮沢　隆志
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７４０号
名古屋市千種区豊年町３番18号　都通団地１―507号
債務者　金持　紀子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７７７号
名古屋市昭和区広路通４丁目５番地の４　フェニックス広路501号
債務者　山口　輝美
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８１９号
名古屋市緑区左京山2111番地　グリーングラス203号
債務者　戸藏　　勇
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８３４号
名古屋市名東区梅森坂西１丁目503番地　県営梅森坂住宅７棟205号
債務者　日置　元子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２号
熊本県荒尾市万田1194番地10
債務者　中山千代子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１８３２号
札幌市中央区北４条西20丁目２番20―1002号
債務者　小西　　聡
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８６１号
札幌市豊平区美園９条２丁目６番13号　ハイツエコー２号室
債務者　朝倉めいこ
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４４号
北海道北広島市中央２丁目７番地３　広島団地324号
債務者　中島真里奈（旧姓澤谷）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０４５号
札幌市北区拓北６条３丁目１番25号　加勢ハイツ105号
債務者　荒谷　　笑
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５３号
北海道恵庭市住吉町４丁目２番９号
債務者　青木　浩司
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部